

広島県告示第九百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定によつて、次の指定施術者から施術所を廃止した旨の届出があつた。

平成十九年九月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

氏名	長光鍼灸整骨院
住所	三原市城町二丁目二一 五 Nビル二階
業務の種類	鍼灸
廃止年月日	平成一九年五月二四日